

埼玉県浦和競馬組合における新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル

1 総論

騎手、取材者、馬主、来場者、職員、食堂・売店スタッフ、警備員、清掃員及び予想業者など、全ての開催関係者に、次のことを徹底させる。

- (1) 37.5℃以上の発熱が確認された場合は、競馬場への入場や出勤を禁止する。
- (2) マスクの着用、手洗い、手指消毒及び換気を徹底し、3密とならないよう留意する。
- (3) マスクを着用していない者の入場を禁止する。

2 騎手の対応

- (1) 調整ルーム（野田トレーニングセンター内）

ア 騎手の宿泊は個室を原則とする。

宿舎の構造、部屋数及び公正な競走の確保などの観点から個室とすることが難しい場合には、一部騎手の調整ルーム入室を免除し、一部屋の人数を極力減らすよう努める。

イ 食事は個室でとるなど、一定以上の人数が一度に集まらないよう周知する。

ウ 食堂にはパーテーションを設置する。

エ 食堂スタッフは手袋の着用を徹底する。

また、テーブル、椅子などの共用物品を定期的に消毒する。

オ 入浴時は対人距離の確保及び会話を控えるよう貼紙などで注意を促す。

- (2) 管理

ア 調整ルームなどから競馬場への騎手の輸送は、自場・他場ともに、騎手3名にタクシーを1台配車する。

イ タクシーの配車時間を、騎手の騎乗予定に合わせて2便に分散し、場内の密度を低減するよう努める。

ウ 騎手に浦和競馬場への出発前に検温を実施し、「騎手の行動報告書」に記載するよう指示する。

記載がない場合は浦和競馬場到着時に実施する手荷物検査の際に検温する。

エ 騎手に37.0℃以上37.5℃未満の発熱が確認された場合は、騎手、調教師、及び浦和競馬組合職員が協議し、騎乗の可否を判定する。

オ 騎手に37.5℃以上の発熱が確認された場合は、騎乗変更とする。

カ マスクは、騎手ごとにマスクケースに保管して管理する。

キ 騎手控室（仮眠室）として待機馬房の個室を活用するなどして、室内の人数ができるだけ少なくなるよう工夫する。

ク 騎手控室（仮眠室）にパーテーションを設置し、騎手同士の接触をできる限り少なくなるよう努める。

- ケ 検量室及び食堂にビニールシートやパーテーションを設置し、騎手とのやりとりに当たっては、直接騎手に触れることのないようにする。
- コ 騎手服、作業着などを定期的に洗濯する。
- サ 農林水産省から協力要請された内容（3密になる場所に集まることや室内でのミーティングへの参加を自粛することなど）について遵守するよう徹底する。

3 取材者の対応

- (1) 入場時に取材者への検温を行い、検温結果を記録用紙に記載するとともに、手指消毒を徹底する。
- (2) 原則、業務エリアに立ち入らない。
- (3) 取材は原則、屋外にて対応する。
- (4) 選手と取材者は、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔をあけるよう要請する。

4 馬主の対応

- (1) サーモグラフィー装置や非接触型体温計による検温を実施する。
(37.0℃以上の方には再検温を行い、37.5℃以上の場合は入場禁止。)
- (2) 職員などが馬主の入場時に手指消毒を実施する。
- (3) 原則、業務エリアに立ち入らない。
- (4) 馬主席においては、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔をあけるよう要請し、十分な座席の間隔を確保する。

5 来場者の対応

- (1) 入場前
 - ア 来場前の検温実施の要請、来場自粛を求める条件及び感染防止対策に協力いただけない場合は入場禁止及び退場処分を行う旨を事前にホームページなどで周知するとともに、施設の入口に掲示する。
 - イ 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』をホームページなどで周知するとともに、施設の入口に掲示する。
 - ウ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」の利用を、警備員による声掛けやポスター掲示により要請する。
 - エ 警備員による声掛け、フロアマーカ―やロープ設置などの工夫を行い、できるだけ2mを目安に（最低1m）来場者同士の距離を確保するよう努める。
 - オ 送迎用のバスは換気に留意し、運転席との間にはビニールシートで仕切りを設置しする。
乗客同士の間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）座席の間隔をあけるよう努める。
また、定員70名のところを20名以内に制限したり運行本数を増やしたりす

ことにより、一定数以上が同時にバスに乗車することがないように工夫する。

カ バス利用者の待機列において、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔をあけて並ぶよう、警備員が声掛けする。

(2) 入場時

ア サーモグラフィー装置や非接触型体温計による検温を実施する。

（37.0℃以上の方には再検温を行い、37.5℃以上の場合は入場禁止。）

イ 職員などが来場者の入場時に手指消毒を実施する。

ウ 入場ゲートを定期的に消毒する。

(3) 場内全般

ア 巡回などを通じて体調が悪いと思われる方への声掛けを行い、発熱などがあつた場合には施設内への滞在をお断りし、健康観察の実施又は医療機関の受診を促す。

イ 体調が悪い方を待機させるスペースを屋外に用意する。

ウ 大声を出さないなどの観戦ルールについて注意喚起を行う。

エ ベンチシートにビニールテープなどで隣接して着座しないよう表示するとともに、来場者に隣接して着座しないよう貼紙などで要請する。

オ お客様共用の新聞・雑誌などは設置しない。

カ 競馬場及びスタンドで人数制限を行う。（指定席は席数の約半分、それ以外は面積割（1人当たり4㎡））

有料エリアは指定席とし、座席の間隔を確保するため1席おきに発売する。

キ マークカード、パンフレットなどの配布物は手渡しで配布せず、据置き方式又はトレイなどによりお客様に取ってもらう方式とする。

ク 一旦手にしたマークカード又は鉛筆を戻さないよう呼びかける。また、一旦手にしたマークカード又は鉛筆を回収する備え付けの回収箱を設置する。

ケ テーブル、椅子、勝馬投票券発売機・払戻機などの共用物品、エレベーターのボタン及びエスカレーターの手すりなどの共用部位の消毒を徹底する。

コ 最適な数の消毒液を設置するとともに、不足が生じないよう定期的に点検する。

サ 警備員による声掛け、館内放送（音声・映像テロップ）及び人数制限を行い、特定のエリアに大勢の人数が滞留しないよう注意喚起する。

シ エレベーターでは警備員による声掛けや貼紙による注意喚起を実施し、3密にならないよう要請する。

ス インフォメーションや食堂・売店など対面で案内を行う場合、パーテーションやビニールシートにより来場者との間を遮蔽する。

セ 警備員による場内・場外の見回りを強化する（マスクの着用、社会的距離確保の声掛けなど）。

(4) 投票窓口

ア 大口現金及び破損券の対応以外は有人窓口で対応しないこととする。

イ 勝馬投票券発売機・払戻機へのフロアマーカの設置や警備員による声掛けに

より、来場者同士の距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保する。

ウ 混雑を避けるため、館内放送などにより早めの投票を促す。

(5) 食堂・売店

ア 飲食時に使用するテーブルにパーテーションを設置する。

イ できるだけ対面の着座をしないようテーブル同士の間隔をあけるなど、各店舗において席の位置を工夫する。

また、対面での飲食や会話をしないよう、貼紙などで要請する。

ウ 体調管理、マスクやフェイスガードの着用、手洗い及び手指消毒を徹底し、利用者も手指消毒を行ってから入場する。

エ 大皿での取り分けによる食品提供をしない。

オ 卓上の調味料・ポットなどについては撤去、もしくはこまめな消毒や用具の交換を行う。

カ 金銭のやり取りはトレイや手袋を用いて直接手を触れないように行う。

キ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

ク 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

ケ 場内の食堂・売店にはこのマニュアルを遵守させる。

(6) トイレ

ア 液体石鹸による手洗いを徹底するよう、貼紙などで要請する。

イ 便座の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

ウ 個人用タオルの持参を要請し、ハンドドライヤーは使用しない。

(7) 喫煙所

ア 屋外の喫煙所は、灰皿の間隔をあけるなど、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔をあけるよう努め、人が密集しないスペース作りなどの工夫を行う。

イ 喫煙室を使用できる上限人数を表示し、上限人数を超えて利用しないよう要請する。

(8) 休憩スペース、休憩コーナー

休憩中に人が滞留しないよう、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔をあけるスペース作りなどの工夫を行う。

(9) キッズスペース

利用時の手洗い、手指消毒の徹底及び密になって利用しないよう、貼紙などで要請する。

(10) 退場時

混雑を避けるため、入場者数に応じて、館内放送などにより分散して退場することを要請し、一度にまとまって退場しないよう努める。

(11) その他

ア 勝利騎手によるファンサービス品の投げ入れを中止する。

イ 騎手への接触（いわゆる「入待ち、出待ち」）を禁止する。

6 その他

- (1) 全ての開催関係者は、各自、出勤前に体温測定を行い、37.5℃以上の発熱があった場合には出勤しないこととする。
- (2) 取引先などを含む外部関係者の立ち入りについては、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する取引先などに、宿舎・競馬場内での感染防止対策を説明し、徹底を求める。
- (3) その他、本書に定めのない事項は、「競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に準ずる。
- (4) 運用期間は当面の間とする。また、必要に応じて適宜内容を見直す。